射水市監查委員告示第 4 号

財政援助団体等監査(財政援助団体監査)の結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、 令和6年2月14日に実施した財政援助団体等監査(一般社団法人射水市観光 協会)の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年2月20日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 中 川 一 夫

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象「所管課]

財政援助団体監査

一般社団法人射水市観光協会 [観光・定住課]

2 監査の実施日

令和6年2月14日

3 監査の期間

令和6年1月31日 ~ 令和6年2月14日

4 監査の範囲(令和4年度)

令和4年4月1日から令和5年3月末日までに執行された事務事業

5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が 適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事務事業が能率的、効率的に行われ ているか、また、補助事業が目的等に沿って適正かつ効率的に行われているかを提 出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施 した。

6 団体の概要

名	弥	一般社団法人射水市観光協会
代表者	首	会長 牧田 和樹
所 在 均	也	射水市本町二丁目 10番 30号 (クロスベイ新湊 1 F)

7 財政援助の状況

補助金

名 称	金額
射水市観光協会補助金	35,794,860 円
ツアー誘客推進事業補助金	2,709,182 円
射水寄ってかれクーポン事業補助金	6,463,000 円

8 監査の結果

監査の結果、監査対象となる財政援助団体の事務事業についての事務処理は、概 ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討された い。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については、記述を省略した。

○ 意見

- (1) 本市は、豊かな自然と歴史・文化、特産品などの観光資源を保有しているが、全国的な知名度や集客力は未だ大きな課題となっている。積極的な取り組みは一定の評価をしているが、さらに実効性の向上を図るため、予算執行の方法等について担当課と検討し対応されたい。
- (2) 観光協会はもとより、担当課や民間事業者のアイデア等を取り入れ、官 民一体となって本市の知名度とイメージアップを図り、地域全体に利益を 生み出す体制を強化し、さらに観光客の増加、誘致を進められたい。

(観光・定住課)